

「学校法人駒澤学園」 公的研究費運営・管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、駒沢女子大学、駒沢女子短期大学及びその教員が申請し、採択された競争的資金を中心とした公募型の研究費（以下「公的研究費」という）を適正に運営・管理するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程に定める公的研究費とは、国及び独立行政法人または地方公共団体から支給される研究費をいう。

第2章 学内の責任体系

(責任体系)

第3条 公的研究費を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、学長とする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についての権限を有し、責任を負う。

2 統括管理責任者は、教育研究推進センター所長とする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、部局における公的研究費のコンプライアンス推進に関する実質的な権限を有し、その責務を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

第3章 適正な運営・管理の基盤支障

(事務処理担当部署と業務)

第7条 教育研究推進センターは、効率的な研究遂行を支援するため、次の各号の業務を行う。

- (1) 研究にかかる事務処理に関する相談業務
- (2) 「公的研究費の使用に係る取扱要領」等の整備及びその運営基準の統一化業務
- (3) 公的研究及び公的研究費の運営・管理に関する公表すべき事実の広報業務
- (4) その他本規程に定める業務

(研究者の責務)

第8条 研究者は、「学校法人駒澤学園就業規則」を遵守し、研究を遂行しなければならない。

2 研究者は、関係法令及び前条第2号に定める取扱要領に基づき、所定の様式及び書類を期日までに教育研究推進センターに提出しなければならない。

(公的研究費に係る事務)

第9条 公的研究費に係る事務は、経理部が担当する。

2 経理部は、コンプライアンス推進責任者の指揮・監督のもと教員と協働し、関係法令、本学諸規程及び第7条第2号による取扱要領等に基づき、公的研究費を適切に運営・管理しなければならない。

(関係者の意識向上)

第10条 教育研究推進センターは、研究者及び事務職員に対し、「公的研究費の使用に係る取扱要領」等の運営基準等の徹底を図る。

(誓約書の提出)

第11条 公的研究費の交付を受けた研究者は、関係法令及び「公的研究費の使用に係る取扱要領」を遵守することを定めた「誓約書」を教育研究推進センターを経て、コンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。

(調査及び懲戒)

第12条 公的研究費の運営・管理に関して、不正の疑いがある場合、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者に報告するとともに、統括管理責任者の下で事実確認を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が報告に基づき調査の必要を認めたとき、統括管理責任者は調査のための委員会を設置し、速やかに調査を行う。

3 調査の結果、不正が確認されたときは、就業規則に従って処分を行い、最高管理責任者は、その内容を公表しなければならない。

4 調査の結果、不正事実の不存在が明らかになったとき、最高管理責任者は、調査の対象となった関係者の名誉が損なわれないよう、プライバシーに配慮しつつ適切な措置をとらなければならない。

第4章 不正防止対策

(不正防止計画)

第13条 「学校法人駒澤学園」(以下「本学園」という)は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することによって、関係者の自律的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することに努める。

(不正防止委員会)

第14条 前条に掲げる事項を達成するため、駒澤学園は不正防止委員会を設置する。

(不正防止委員)

第 15 条 不正防止委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 学群長、学部長及び科長
- (4) 経理部長
- (5) 弁護士または公認会計士等の利害関係を有しない第三者

2 不正防止委員会に委員長を置く。

3 委員長は、統括管理責任者とする。

(不正防止委員会の事務)

第 16 条 不正防止委員会の事務は、教育研究推進センターが行う。

第 5 章 公的研究費の適正な運営管理

(予算執行状況)

第 17 条 教育研究推進センターは、予算の執行状況を定期的に検証し、予算の執行が研究計画に合致しているかを確認し、必要に応じて改善を要求することができる。

(業者への対応)

第 18 条 教育研究推進センターは、取引業者に対し、公的研究費の取扱いについて、説明会または文書により説明し、研究費の適正な使用を徹底させる。

2 不正な取引を行った業者については、「本学園調達規程」第 8 条の規定に基づき取引を停止する。

(物品検収)

第 19 条 公的研究費で購入した物品の検収については、「本学園調達規程」に定めるところに従って行う。

(旅費・謝金の適正管理)

第 20 条 研究者は、出張を必要とするとき、「本学園出張及び旅費支給に関する規程」に従った手続きを執らなければならない。

2 研究者が、研究活動補助者を必要とするときは、勤務者と研究者の双方が確認した勤務状況報告書を教育研究推進センターに提出し、研究活動補助者名義の金融機関に直接旅費または謝金を振り込む。

3 一定期間継続して勤務する研究活動補助者の勤怠管理は、「本学園給与規程」に従って行う。

第 6 章 通報及び調査

(通報窓口)

第 21 条 学内外からの公的研究費の運営・管理に対する通報(告発)は、総務部が受ける。

(通報への対応)

第 22 条 前条の通報（告発）を受けた場合、総務部長は通報者の個人情報に配慮しつつ、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたとき、不正防止委員会に調査を指示する。

3 不正防止委員会は、当該通報内容の合理性及び調査可能性等について予備調査を行う。

4 不正防止委員会は、通報を受けてから 30 日以内に通報事案について本調査を実施するか否かを、最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者を通じて、前項の結果を通報者に通知する。ただし、匿名による通報の場合及び通報者が通知を希望しない場合はこの限りでない。

6 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、公的研究費の資金配分機関（以下「配分機関」という。）に対して、その旨を通知するとともに、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議する。

7 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、当該研究費の使用を停止する。（調査の事実認定及び措置）

第 22 条の 2 本調査の実施を決定した場合において、不正防止委員会は、通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額を認定するとともに、併せて不正発生の要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を提出する。

2 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

3 調査の終了前であっても、配分機関からの要請があった場合には、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

4 最高管理責任者は、調査の結果、不正が確認されたときは、就業規則に従って処分を行い、その内容を本学のホームページに掲載する。

5 調査の結果、不正事実の不存在のとき、最高管理責任者は、調査の対象となった関係者の名誉が損なわれることのないようプライバシーに配慮しつつ適切な措置をとることができる。

第 7 章 モニタリング

（日常的なモニタリング）

第 23 条 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員で構成する内部監査委員会を設置し、日常的なモニタリングを実施し、不正発生防止に努める。

(内部監査委員会によるモニタリング)

第24条 内部監査委員会は、公的研究費の適正な運営・管理体制の整備・運営状況、関係法令及び本学諸規程の遵守状況等について、独立的にモニタリングを実施し、不正発生防止に努めなければならない。

(監事及び会計監査人との連携)

第25条 内部監査委員会は、内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携し、実効あるモニタリングに努めなければならない。

第8章 その他

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(所管)

第27条 この規程に関する事務主管は、教育研究推進センターとする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月8日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。